

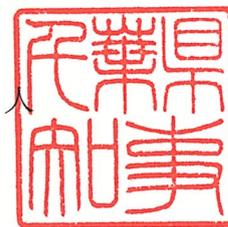
# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 福島県郡山市日和田町字宇類原60番地の1

氏 名 有限会社 ハマオ産業  
代表取締役 近内 聡

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊 谷 俊 人



許可の年月日 令和7年10月28日

許可の有効年月日 令和12年10月27日

## 1. 事業の範囲

### (1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

### (2) 産業廃棄物の種類

ア 燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む）、イ 汚泥（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む）、ウ 廃油、エ 廃酸（水銀含有ばいじん等を含む）、オ 廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を含む）、カ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む）、キ 紙くず、ク 木くず、ケ 繊維くず、コ ゴムくず、サ 金属くず（自動車等破砕物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む）、シ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む）、ス 鋳さい（水銀含有ばいじん等を含む）、セ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）、ソ ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む）、タ 処分するために処理したもの（施行令第2条第13号廃棄物）（産業廃棄物処理施設で処理したものに限り）（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

## 2. 許可の条件

なし

## 3. 許可の更新又は変更の状況

令和7年10月28日 新規許可

## 4. 積替え許可の有無 有・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

## 5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

（以下余白）

## 備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。